

令和7年度～ 綾川町在宅老人配食サービス(在宅老人見守り事業)

【対象】以下の(1)～(3)の全てに該当する方

- (1) 75歳以上の高齢者又は65歳以上の障害者※
- (2) 定期的な見守りが必要な方(同一敷地内に居住する者が75歳以上又は障害者※のみ)
- (3) 虚弱な方(障害者※又は、要介護、要支援、基本チェックリスト該当者(裏面参照))

※本事業で言う「障害者」とは、身障1・2級、療育A (A) 精神1級の方とします。

①上記対象に該当する場合は、担当ケアマネジャー又は相談支援専門員、担当ケアマネジャーがいない方は健康福祉課又は地域包括支援センターにご相談ください。

②役場健康福祉課に申請書類を提出します。(代行申請可)

③事業の対象者であることが確認できれば、委託業者が事前訪問します。

・委託業者：**Pasto一合一笑**

☎ (087) 899-5181

- ・安否確認や見守り事業として実施しているため、委託業者より原則手渡しでお弁当をお渡します。(置配はしません)
- ・安否確認ができない場合は、申請時に記載いただいた緊急連絡先に、委託業者から連絡します。
- ・利用料金は原則引落となります。(初回訪問時に手続きをお願いします)

キャンセルは、前日の午後3時まで可能です。
それ以降はキャンセルした場合でも利用料をいただきます。

【配食サービスの利用について】

- ▶月曜～土曜のうち週1回～2回
- ▶午前又は午後で選択できます。

※お盆・年末年始はお休みとなります

【利用料金】

おかずのみ 1食 300円

ご飯+おかず 1食 350円

※腎臓病食等の特別食は+50円



保温・保冷付き弁当箱で配達します。
容器は翌日以降に業者が回収します。
洗わず返却してください

メニューは栄養士が考えたバランス食で
お汁付き！肉や魚も日替わりになります。

【お問合せ】

○綾川町役場健康福祉課 (7番窓口)

☎ (087) 876-1113

○綾川町地域包括支援センター (陶病院隣のえがお内)

☎ (087) 876-1002

